

平成27年度埼玉コンテナラウンドユース社会実験 概要 (2016/2/17改訂案)

埼玉県内の企業に係る物流の効率化、産業活動の活性化を推進するため、県は輸出入コンテナラウンドユースの実績を把握し、今後の県物流効率化施策に役立てます。

つきましては、コンテナラウンドユースの実施状況を埼玉県に報告いただく事業者様を募集します。

なお、当社会実験は、県発注の業務委託により実施します。

SCRU：埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会構成員

報告者	SCRU		
	荷主企業、陸運事業者、船会社、その他コンテナラウンドユースに貢献した者	船会社	お試しデポ
報告内容	輸入コンテナを荷卸後、輸出コンテナまたは国内貨物輸送として荷積して継続的に利用したもので、輸入コンテナの目的地または輸出コンテナまたは国内貨物の出発地が埼玉県内であるコンテナラウンドユースの実績。	船会社が SCRU と締結したコンテナラウンドユース契約又はデポ契約の実績。	お試しデポにおいてコンテナをON/OFFした実績。
報告書類	① コンテナラウンドユース実績表【様式1】 荷卸、荷積場所、取扱品目概要等 を記載 ② コンテナが実入りで港から入ったこと及び実入りで港から出たことが分かる書類。機器受渡証(EIR)の写しまたはその他同等の書類。	① CRU契約/デポ契約実績表【様式2/様式3】 ② ラウンドユース契約書、L/G 又はデポ契約書のいずれかの写し。その他同等の書類も可。	① コンテナをON/OFFするためのレンタル機材契約書の写し(金額入りのもの) ② レンタル機材を運用している写真
データ取得費	<u>輸入コンテナの目的地または輸出コンテナまたは国内貨物の出発地が埼玉県であるコンテナラウンドユースの報告 6千円/20または40フィート・ラウンド</u> <u>ただし、締切期日をまたぐ場合や輸入と輸出の荷主が別々に報告する場合は3千円/20または40フィート・片道</u>	コンテナラウンドユースに関する契約の報告 6千円/件	コンテナをON/OFFするためのレンタル機材費用(県の基準によりレンタル料金を算出して費用を確定)
払い対象	・輸入コンテナの荷降しが次の期間 ・輸出コンテナまたは国内貨物輸送の荷積が次の期間 平成27年2月1日から平成28年3月31日まで	平成27年2月1日から平成28年3月31日までの間に契約し、京浜港の利用を前提としたもの	平成28年2月17日から平成28年3月31日までの間に契約したもの
報告〆切	7, 10, 1月末日ごとの翌月13日必着		平成28年3月31日必着
報告者への支払い	報告〆切日締め翌月末払いの銀行振り込み ※報告〆切後、振り込み口座を確認します。		報告日の翌々月末払いの銀行振り込み
留意事項	① 報告書類が県に到達した順番で、予算の範囲内で支払う ② 同一報告者における支払い上限 100万円 ③ 同一の実績が報告された場合は、陸運事業者>荷主>船会社を優先順位とします。 可能な限り関係者調整の上報告してください。 ④ 支払いの対象外は次のとおり (1) 同一社内のコンテナラウンドユース (2) 港湾付近のインランドコンテナデポを利用したコンテナラウンドユース (3) <u>報告書類の不備または実績表の内容確認ができないもの</u>		① <u>報告書類が県に到達した順番で、予算の範囲内で支払う</u> ② <u>同一報告者における支払い上限 100万円</u>

取り扱い：平成27年度埼玉コンテナラウンドユース社会実験運用基準 による

【案】

平成27年度埼玉コンテナラウンドユース社会実験運用基準

(趣旨)

第1条 埼玉県内の企業に係る物流の効率化、産業活動の活性化を推進するため、県は輸出入コンテナラウンドユース（往復利用）（以下「コンテナラウンドユース」という）の実績を把握し、今後の県物流効率化施策に資するものとする。

(定義)

第2条 この運用基準における用語の定義は、当該各号によるものとする。

- 一 輸出入コンテナとは、県内企業の輸入または輸出に利用するコンテナをいう。
- 二 埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会とは、「埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会設置要綱」に定められた推進協議会をいう。
- 三 一ラウンドとは、同一コンテナ一個が輸入から輸出または国内輸送に実入りで継続して使用されることをいう。
- 四 お試しデポとは、県が指定した民間事業者が運営するインランドデポのことをいう。
- 五 レンタル機材とは、お試しデポにおいてコンテナを積降ろするための機材のことをいう。

(報告内容)

第3条 報告内容は、次のとおりとする。

- 一 20または40フィートの輸入コンテナを荷卸後、輸出コンテナまたは国内貨物輸送として荷積して継続的に利用したもので、輸入コンテナの目的地または輸出コンテナまたは国内貨物の出発地が埼玉県内であるコンテナラウンドユースの実績。
- 二 船会社が埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会構成員と締結したコンテナラウンドユース契約または内陸コンテナ置き場契約の実績。
- 三 お試しデポにおいてコンテナを積降ろした実績。

(コンテナラウンドユースデータ取得費)

第4条 前条によるコンテナラウンドユースの報告に対し、県発注の業務委託により報告者に対して次の当該各号のとおりコンテナラウンドユースデータ取得費を支払うものとする。

- 一 輸入コンテナの目的地または輸出コンテナまたは国内貨物の出発地が埼玉県であるコンテナラウンドユースの報告
6千円/20または40フィート・一ラウンド
ただし、締切期日をまたぐ場合や輸入と輸出の荷主が別々に報告する場合は3千円/20または40フィート・片道

【案】

二 コンテナラウンドユースに関する契約の報告

6千円/件

三 コンテナを積降ろしするためのレンタル機材費用の報告

県の基準によりレンタル機材費用を算出して確定

四 報告書類が県に到達した順番で、県は予算の範囲内で支払うものとする。(報告書類が県に到達した時点において予算の範囲を超えた場合は、報告者に対して電子メールまたはFAXにより予算の範囲を超えた旨を連絡し、報告者と報告書類の取扱いを協議するものとする。)

五 同一報告者における支払いは、第4条第一号、第二号及び第三号それぞれ100万円を上限とする。

六 同一の実績が報告された場合の優先順位は、①陸運事業者、②荷主、③船会社とする。

七 社内コンテナラウンドユースは支払いの対象外とする。

八 港湾付近の内陸コンテナ置き場を利用したものは対象外とする。

(支払対象期間)

第5条 支払い対象は、当該各号に該当するもので、平成27年7月、10月、平成28年1月末日をそれぞれ締切期日とし、翌月13日までに報告書類が県に到達したものとする。(ただし、レンタル機材費用は随時報告可能)

一 輸入の荷降しが平成27年2月1日から平成28年3月31日まで

二 輸出または国内貨物の荷積みが平成27年2月1日から平成28年3月31日まで

三 レンタル機材は、平成28年2月17日から平成28年3月31日までの間に契約したもの

四 コンテナラウンドユースに関する契約は、平成27年2月1日から平成28年3月31日までの間に契約し京浜港の利用を前提としたもの

(報告者)

第6条 報告者は次のとおりとする。

一 第3条第一号による実績の報告者は、埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会構成員のうち、当該コンテナのマッチングを仲介した荷主企業、陸運事業者、船会社、その他当該作業に貢献した者のいずれかとする。

二 第3条第二号による実績の報告者は、埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会構成員の船会社とする。

三 第3項第三号による実績の報告者は、埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会構成員のお試しデポ運営会社とする。

(報告書類等)

第7条 報告書類は次のとおりとする。

一 第4条第一号の報告書類は、①コンテナラウンドユース実績表 (様式1) 及び、

【案】

②コンテナが実入りで港から入ったこと及び実入りで港から出たことが分かる書類として機器受渡証（EIR）のコピーまたはその他同等の書類に、コンテナラウンドユース実績表にある一ラウンドごとの整理番号を記載し、順番に並べたもの。

二 第4条第二号の報告書類は、①CRU契約（覚書等含む）実績表（様式2）またはデポ契約（覚書等含む）実績表（様式3）及び、②ラウンドユース契約書、連帯保証状、内陸コンテナ置き場契約書またはその他同等の書類。

三 第4条第三号の報告書類は、①コンテナを積降ろしするためのレンタル機材契約書の写し（金額入りのもの）及び、②レンタル機材を運用している写真。

四 前号の書類が整っていないときは、受理しない。

五 県は、報告者に対して、前号によるものの他、コンテナラウンドユースに関する報告を求めることができる。

（報告内容の確認及び支払い）

第8条 報告内容の確認及び支払は次のとおりとする。

一 県は、第7条の報告書類を確認したうえで、確認できた件数、支払金額、請求書提出期限を報告者に連絡する。

二 前項の内容確認の結果、コンテナラウンドユースの実績が確認できないときは、速やかにその旨を報告者に電子メールにより通知するが、この通知に対して報告者から返信がない場合は支払い対象外とする。

三 報告者は、提出期限までに県発注の業務委託の受託者へ社印を押印した請求書を郵送する。それを受け、県発注の業務委託の受託者は、報告書の提出締切日翌々月の月末までに支払う。

（支払い除外要件）

第9条 報告者が次の各号に該当する場合は、データ取得費を支払わないものとする。

一 役員等（報告者が個人である場合にはその者を、報告者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい

【案】

ると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 当該コンテナラウンドユースの関連企業が第一号から第五号までのいずれかに該当するとき。

七 第8条第二号に該当するとき。

(支払い取り消し)

第10条 報告者が当該各号のいずれかに該当する場合は、データ取得費の支払いを取り消すものとする。

一 虚偽の報告があったとき

二 その他、県が不適当と判断する報告があったとき

(所管)

第11条 この基準は、埼玉県都市整備部都市計画課が所管する。

(その他)

第12条 この基準に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則 この基準は、平成26年10月21日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年2月17日から施行する。